

# 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業 拠点等強化対策（拠点強化対策） 実施要項

## 1 目的

各競技の拠点となる高等学校・企業・クラブチーム等を強化指定し、日常の選手強化を図る。

## 2 指定対象競技

国民体育大会正式競技及び特別競技

## 3 指定基準

現状の競技力と過去の国民体育大会等での競技実績を踏まえ、下記の基準により指定する。

### (1) 指定基準（高等学校・企業・クラブチーム等）

- ①最重点 今後の強化によって全国でベスト4以上が期待されるチーム
- ②重点 今後の強化によって全国ベスト4～8が期待されるチーム
- ③育成 今後の強化によって全国大会出場が期待されるチーム

## 4 指定費の交付

指定のランクごとに定めた指定費を交付する。

- (1) 最重点（80万円）
- (2) 重点（50万円）
- (3) 育成（10万円）

## 5 指定団体数

別途定めるものとする。

## 6 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

## 7 留意事項

- (1) 指定費は、各学校及び団体の指定口座への振り込みとする。各学校及び団体は、別に定める様式（拠点強化対策請求書）により、請求書を指定された期日までに提出すること。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。
- (2) 指定費の執行については、原則として国民体育大会の開始日までとし、12月1日までに精算報告を提出すること。  
※報告書の様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 同一校、同一競技において男女が、重点以上の指定を受けている場合は、指定費を合わせて執行することができる。
- (4) 対象となる経費は、「スポーツ大分パワーアップ事業 経理基準」による。
- (5) 指定された期日までに、報告が行われぬ又は報告に虚偽の記載がある場合は、強化費の返還を求められることがある。

# 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業 拠点等強化対策（個人強化対策）実施要項

## 1 目的

本県在住又は本県出身選手で、日本代表として活躍が期待される選手や国民体育大会をはじめとした全国レベルの大会で活躍が期待される選手を指定し、その活動を支援する。

## 2 指定対象競技

国民体育大会正式競技及び特別競技

## 3 補助対象事業

- (1) 大会・合宿等への参加に係る経費を補助する。
- (2) 合宿・遠征等にトレーナー等を帯同する経費を補助する。
- (3) 日常の強化における医科学的なサポートに係る経費を補助する。

## 4 指定基準

本県在住又は本県出身で、全国トップレベルの競技力を有する選手を、下記の基準により指定する。

- (1) 成年指定選手A：全国トップレベルの競技力を有し、全国大会で優勝が期待される選手
- (2) 成年指定選手B：全国トップレベルの競技力を有し、全国大会でベスト4以上が期待される選手
- (3) 少年指定選手：全国レベルの大会で優勝又はそれに準ずる成績が期待される選手

## 5 指定費の交付

指定のランクごとに定めた指定費を交付する。

- (1) 成年指定選手A（20万円）
- (2) 成年指定選手B（10万円）
- (3) 少年指定選手（10万円）

## 6 指定選手

別途定めるものとする。

## 7 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

## 8 留意事項

- (1) 指定費は、関係団体の指定口座への振り込みとする。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。
- (2) 指定費の執行については、原則として国民体育大会の開始日までとし、12月1日までに精算報告を提出すること。  
※報告書の様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 対象となる経費は、「スポーツ大分パワーアップ事業 経理基準」による。
- (4) 指定された期日までに、報告が行われぬ又は報告に虚偽の記載がある場合は、指定費の返還を求めることがある。

**令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業  
拠点等強化対策（特別強化対策）実施要項**

**1 目 的**

強化拠点校等が特別に実施する選手強化対策を支援することにより、効果的な競技力向上を図る。

**2 内 容**

下記のいずれかに該当する対策のうち、競技力向上に特に効果があると認められる選手の特別強化対策に係る経費を補助する。

- (1) 強化指定を受けている強化拠点校等が実施する特別強化対策
- (2) ふるさと選手制度の活用に向けた特別強化対策
- (3) 上記以外で、本県の競技力向上に特に効果があると認められる特別強化対策

**3 対象団体**

- (1) 強化指定を受けている団体
- (2) 国民体育大会正式競技の各競技団体
- (3) 拠点強化指定は受けていないが、次年度以降の拠点としての活躍が期待される団体

**4 申請・報告**

- (1) 事業実施の2週間前までに、所定の様式により申請を行う。
- (2) 事業実施後は、必要書類を添付のうえ、事業完了後1ヶ月以内または、3月31日のいずれか早い方まで精算・報告を行うこと。
- (3) 様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

**5 決定方法**

申請のあったもののうち、大分県スポーツ協会で審査のうえ、決定する。

**6 留意事項**

- (1) 申請を希望する団体は、予め大分県スポーツ協会にその旨を伝えること。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。
- (2) 特別強化費は、関係団体の指定口座への振り込みとする。
- (3) 対象となる経費は、「スポーツ大分パワーアップ事業 経理基準」による。
- (4) 指定された期日までに、報告が行われない又は報告に虚偽の記載がある場合は、特別強化費の返還を求められることがある。

**令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業**  
**国体支援コーチ・帯同ドクター等派遣支援実施要項**

**1 目的**

国民体育大会（九州ブロック大会を含む）へ、コーチやドクター、トレーナーを派遣することにより、本県代表選手が最高のコンディションで試合に臨める環境の整備を図る。

**2 対象競技**

当該年度の国民体育大会開催正式競技

**3 対象期間**

国民体育大会（九州ブロック大会を含む）の出発日から、競技終了の翌日までの間

**4 派遣対象者**

- (1) 支援コーチ
- (2) 帯同ドクター及びトレーナー

**5 対象経費**

- (1) 支援コーチ（交通費・宿泊費）
- (2) 帯同ドクター及びトレーナー（交通費・宿泊費・謝金）

**6 申請・報告**

- (1) 事業実施の2週間前までに、所定の様式により競技団体の会長名で申請を行う。
- (2) 事業実施後は、必要書類を添付のうえ、事業完了後1ヶ月以内に精算・報告を行うこと。
- (3) 様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

**7 決定方法**

申請のあったもののうち、大分県スポーツ協会で審査のうえ、決定する。

**8 留意事項**

- (1) 申請を希望する団体は、予め大分県スポーツ協会にその旨を伝えること。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。
- (2) 派遣費は、関係競技団体の指定口座への振り込みとする。
- (3) 対象となる経費は、「スポーツ大分パワーアップ事業 経理基準」による。
- (4) 所得税法に従い、謝金については源泉徴収を行い、納税した際の領収書を添付すること。
- (5) 指定された期日までに、報告が行われなかった又は報告に虚偽の記載がある場合は、派遣費の返還を求められることがある。

# 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業 国体出場調整合宿 実施要項

## 1 目的

国民体育大会において、会場となる施設等を使用した調整合宿を実施することにより、本県代表選手が最高のコンディションで試合に臨める環境を図る。

## 2 対象競技

当該年の国民体育大会開催正式競技

## 3 実施期間

(1) 九州ブロック大会を実施しない競技

出場選手決定時から、本大会における競技会開始前日までの間

(2) 九州ブロック大会を実施する競技

代表権獲得時から、本大会における競技会開始前日までの間

## 4 対象

国民体育大会の各大会実施要項で規定されている監督及び選手とする。

## 5 対象経費

2泊を上限として宿泊料を補助する。(交通費については、補助対象としない。)

## 6 申請・報告

(1) 事業実施の2週間前までに、所定の様式により競技団体の会長名で申請を行う。

(2) 事業実施後は、必要書類を添付のうえ、事業完了後1ヶ月以内に精算・報告を行うこと。

(3) 様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

## 7 決定方法

申請のあったもののうち、大分県スポーツ協会で審査のうえ、決定する。

## 8 留意事項

(1) 申請を希望する団体は、予め大分県スポーツ協会にその旨を伝えること。

(2) 調整合宿費は、関係競技団体の指定口座への振り込みとする。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。

(3) 対象となる経費は、「スポーツ大分パワーアップ事業 経理基準」による。

(4) 指定された期日までに、報告が行われぬ又は報告に虚偽の記載がある場合は、調整合宿費の返還を求められることがある。

# 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業 強化拠点医科学サポート 実施要項

## 1 目的

強化拠点到クター・トレーナー・栄養士等を派遣し、医科学的なサポートを実施することにより、効果的な選手強化を図る。

## 2 事業内容及び対象団体

### (1) サポートA

拠点強化指定「最重点」「重点」のうち、大分県スポーツ協会が適当と認めた団体に、年間を通じてトレーナー等を配置する経費を補助する。

### (2) サポートB

拠点強化指定を受けた団体が合宿・遠征等にトレーナーや栄養士等を招聘する経費を補助する。

※上記、サポートA・Bともに、拠点強化指定は受けていないが、次年度以降の拠点としての特こ活躍が期待される団体のうち、大分県スポーツ協会が適当と認めた団体については、対象として認める。

### (3) サポートC

強化拠点や競技団体において、医科学に関する研修やメディカルチェックの結果を踏まえた講習会等の開催、整形外科的メディカルチェックやトレーニング指導を受けるなど、医科学知見を活用した取り組みを行う経費を助成する。

## 3 対象経費

### (1) サポートA (限度額360,000円)

謝金(年間契約料) ※交通費・宿泊費は対象外(令和2年度より)

### (2) サポートB

謝金、交通費、宿泊料

### (3) サポートC

講師の謝金・交通費、会場借用料

## 4 申請・報告

(1) 当該事業の実施を希望する団体は所定の様式により申請を行う。

(2) サポートAを希望する団体は、申請時にトレーナーとの契約内容(サポート内容・頻度・謝金単価・経費の支払方法等)の詳細がわかる資料を添付すること。

(3) サポートAについては、必ず、トレーナーの派遣会社もしくはトレーナー(本人)と契約を交わし、その契約書の写しを提出すること。

(4) 事業実施後は、必要書類を添付のうえ、事業完了後1ヶ月以内または、3月15日のいずれか早い方まで精算・報告を行うこと。

(5) 様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

## 5 決定方法

申請のあったもののうち、大分県スポーツ協会で審査のうえ、決定する。

## 6 留意事項

(1) 申請を希望する団体は、予め大分県スポーツ協会にその旨を伝えること。

(2) 経費は、関係団体の指定口座への振り込みとする。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。

(3) 対象となる経費は、「大分県スポーツ協会スポーツパワーアップ事業 経理基準」による。

(4) 所得税法に従い、謝金については源泉徴収を行い、納税した際の領収書を添付すること。

(5) 指定された期日までに、報告が行われない又は報告に虚偽の記載がある場合は、強化費の返還を求めることがある。

## 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業

### 優秀指導者育成対策事業「大分県競技力向上スーパーコーチ」実施要項

#### 1 目的

全国トップレベルのチームや選手を育成した指導者を「大分県競技力向上スーパーコーチ」として指定し、当該指導者の一層の競技力向上をめざすとともに、本県の競技力を担っていく指導者と指導方法を共有することにより、指導者全体の指導力向上を図る。

#### 2 推薦基準

国民体育大会正式競技において、県内チーム・選手を指導する県内在住の指導者のうち、平成20年以降における国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会で下記(1)または(2)の指導実績がある者。

- (1) 団体競技において、日本一を達成した者。
- (2) 個人競技において、日本一を複数回達成した者、もしくは日本一を1回達成した者で、県選抜チームの指導実績が特に顕著な者。

※国民体育大会の実績については、日常の練習拠点の主たる指導者を対象とする。

#### 3 選考方法

競技団体が推薦し、競技力向上委員会、理事会の議を経て選考する。

#### 4 指定期間

原則として、年度ごとの指定とする。ただし、特別な事由のない限り指定は継続するものとする。

※特別な事由

- (1) 当該競技の指導を退いた場合
- (2) 指導者としてふさわしくない非違行為が認められた場合

#### 5 指定内容

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 研修支援

指導力向上に向けた研修にかかる費用を、予算の範囲内（上限70,000円）で補助する。

#### 6 申請・報告

- (1) 事業実施の2週間前までに、所定の様式により申請を行う。
- (2) 事業実施後は、必要書類を添付のうえ、事業完了後1ヶ月以内または、2月末日のいずれか早い方までに精算・報告を行うこと。
- (3) 様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

#### 7 留意事項

- (1) 研修にかかる費用の対象経費については、「スポーツ大分パワーアップ事業 経理基準」による。

# 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業

## 特殊競技基盤整備 実施要項

### 1 目 的

特殊競技用具等を整備することにより、競技力向上体制の基盤強化を図る。

### 2 対象競技・対象用具

国民体育大会正式競技で整備を要望する特殊用具のうち、必要と認められるもの。

### 3 申請・報告

- (1) 対象となる競技団体は、所定の様式により見積書等必要書類を添付し、申請すること。
- (2) 精算は、必要書類を添付のうえ、所定の様式で速やかに報告すること。
- (3) 報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。

### 4 補助金額

関係競技団体に通知した額を上限とする。



## 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業

### 競技力向上推進体制の整備 実施要項

#### 1 目 的

関係機関と連携のもと、競技力向上に向けた各種委員会の充実を図るとともに、各競技団体における国民体育大会に向けた意識の高揚や強化体制の整備充実することを目的とする。

#### 2 内 容

##### (1) 専門委員会の開催

- ①競技力向上委員会
- ②スポーツ医科学委員会  
スポーツ医科学委員会専門部会

##### (2) 国民体育大会に向けた意識の高揚を図るイベント等の開催

- ①強化指定委嘱状交付式（4月）
- ②強化指定校（団体）激励訪問（4月～6月）
- ③大分県代表団結団壮行式・監督会議  
国民体育大会（本大会・冬季大会）
- ④国民体育大会反省会
- ⑤国民体育大会及び九州ブロック大会に向けた強化練習等の激励

##### (3) 競技団体との強化担当者会議の開催

##### (4) 全国大会等における県代表チームの激励及び他県競技力の調査研究

##### (5) その他競技力向上に必要な経費

令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業  
冬季競技特別支援 実施要項

1 目 的

冬季競技選手強化対策を支援し、競技力向上体制の基盤強化を図る。

2 対象競技・対象用具

国体正式冬季競技（スキー・スケート・アイスホッケー）が恒常的に強化に取り組むための各種事業に係る経費を助成する。

3 申請・報告

- (1) 対象となる競技団体は、所定の様式により見積書等必要書類を添付し、申請すること。
- (2) 精算は、必要書類を添付のうえ、所定の様式で速やかに報告すること。また、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。

4 補助金額

必要な経費について、大分県スポーツ協会と協議の上、予算の範囲内で補助金額を決定する。

# 令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業 ジュニア選手発掘支援 実施要項

## 1 目的

小学生以上を対象とした体験教室やトップアスリートとふれあうことのできるイベント等の開催を支援することにより、優秀な資質を持つジュニア選手を早期に発掘するとともに、競技人口の拡大を図る。

## 2 対象競技

国民体育大会正式競技

## 3 補助団体

下記のいずれかに該当する団体

- (1) 県スポーツ協会加盟の競技団体
- (2) 県スポーツ協会加盟の地域スポーツ団体
- (3) 県内の総合型地域スポーツクラブ

## 4 対象事業

下記の全ての条件を満たした事業

- (1) 小学生以上を対象としたイベントで、競技未経験者の参加があること。
- (2) 学校の授業に支障のない日程であること。
- (3) 安全面への配慮がなされていること。

## 5 対象経費

- (1) トップアスリートや講師への謝金、運営役員への日当、交通費  
※但し、主催団体内関係者への謝金は対象外とする。
- (2) 会場使用料
- (3) 参加者募集等にかかる印刷消耗品費
- (4) 保険加入料（イベント開催にかかる保険加入料のみ ※通年の保険は対象外とする。）
- (5) その他、県スポーツ協会が特に必要と認めた経費  
※但し、用具等の購入は補助金額の5%以内とする（申請時に事務局の承認が必要）  
※飲食代や参加者への配布物品（参加賞等）にかかる経費は対象外とする。

## 6 申請・報告

- (1) 当該事業の開催を希望する団体は、所定の様式により申請を行う。  
申請時には、事業の実施要項を添付することとする。
- (2) 事業実施後は、必要書類を添付のうえ、事業完了後1ヶ月以内または、2月末日のいずれか早い方までに精算・報告を行うこと。
- (3) 様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

## 7 決定方法

申請のあったもののうち、大分県スポーツ協会で審査のうえ、決定する。

## 8 留意事項

- (1) 補助金額は、1件につき15万円を限度とし、予算に達した時点で打ち切る。
- (2) 経費は、関係団体の指定口座への振り込みとする。なお、競技団体については、報告時に補助金専用口座通帳の写しを添付すること。
- (3) 指定を受けた団体において、指定された期日までに、報告が行われない又は報告に虚偽の記載がある等の事由がある場合、経費の返還を求めることがある
- (4) 所得税法に従い、謝金・交通費については源泉徴収を行い、納税した際の領収書を添付すること。